

第6回 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 議事概要

1. 日 時：令和6年9月27日（金）11：00～12：00
2. 開催方式：WEB 会議方式
3. 出席者：伊藤委員（座長）、山口委員、関根委員、大橋委員、三宅委員、根本委員、柳川委員、田村委員、清水委員（代理：平野オブザーバー）
4. 議事(概要)

【主なご意見・ご質問】

議題1 令和5年度大型車の車輪脱落事故発生状況と傾向分析について

- 資料1の8ページ「タイヤ脱着作業実施者別タイヤ脱着作業時における不備」であるが、作業実施者数を合計すると132件となって10件足りないが、その理由は何か。
 - 脚注に示したとおり母数には調査できなかったものも含まれている。このため各割合は「〇%以上」と表示している。
- タイヤローテーションや車検などでタイヤ交換を行った際に、タイヤ専門店や整備事業者において潤滑剤塗布を怠ったため事故に至ったケースが少なくない。事故を起こした責任は運送事業者にあるが、タイヤ専門店や整備事業者にも一定の責任があるのではないか。こうした責任や処分のあり方について国交省としてどう考えるか。
 - 一義的に事故を起こした場合は運転者に道交法上の責任があるものと承知、車検整備を行った指定自動車整備工場に対しては車両法上の行政処分があり、実際に処分となっているものもある。タイヤ交換だけで整備工場に入るケースについては詳細を調査したい。
なお、タイヤ専門店に対しては既に一部運輸局が訪問・啓発を行ってはいるが、マンパワー的な限界もあり、さらに何ができるか引き続き検討していきたい。委員各位におかれても何か良案があれば提案願いたい。
- あってはならない事だが、大型車を整備する事業者においてトルクレンチを持っていない可能性はあるか。保有義務はあるのか。なければ義務付けるべきではないか。
 - 整備事業者においては認証基準の中でトルクレンチの保有義務がある。別の担当の所掌となるので、どのようなトルクレンチかなどについては追って調べたい。

議題2 大型車の車輪脱落 事故防止対策について

- 特になし

議題3 その他

- 特になし

以上